農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成30年3月

能 登 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

<省略>

3 担い手の育成

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択 し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、 効率的かつ安定的な担い手を育成することとする。

(1) 育成の目標

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね300万円(県基本方針を参考に))、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間)の水準を実現できる担い手を育成し、また、これらの経営体が町農業生産の相当分を担う農業構造の確立を目標とする。

(2) 認定農業者制度の推進

- ① このような担い手を目指す農業者を認定農業者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取り組みを、関係機関・団体と連携して支援する。但し、具体的な認定にあたっては近年の農産物価格が著しく低下していることなどを踏まえ、農業者が作成する経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容になっていなくても、一定の農業所得を確保する内容となっており、かつ、計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、担い手を目指すものとして認定できるものとする。この場合における一定の農業所得とは、当分の間、目標農業所得の概ね75%程度(主たる従事者1人当たり300万円程度)を目安とし、経営規模等の指標を示すものとする。
- ② 認定農業者制度の適切な運用を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、次の事項の取り組みを行う。
 - ア 地域農業を中心的に担うことが期待される中核的農家等の農業者に対して、認定農業 者制度の内容や支援措置等を周知するとともに、認定農業者となるよう働きかけ、経営 改善計画の作成を指導する。
 - イ 経営体としての体制が整った認定農業者については、農業法人への誘導を図る。 また、経営改善計画の期間が終了する認定農業者については、計画の実践結果を点検 し、一層の経営改善や農業所得の確保を目指した新たな経営改善計画の作成を指導する
 - ウ 家族経営協定が締結されている経営体については、経営の発展方向等において必要な場合は、女性農業者や農業後継者等との経営改善計画の共同申請を指導する。
 - エ 経営改善計画を作成する農業者が高齢である場合は、後継者の確保や効率的な集落営農への移行等、経営の継承・発展の方向をできるだけ明らかにするよう指導する。
 - オ 経営改善への取り組みがみられない認定農業者については、経営改善に取り組むよう 適切な指導・助言を行う。また、認定に当たっては、指導・助言にもかかわらず長期に わたって経営改善に取り組まないときは、やむを得ない事情がある場合を除き認定を取 り消すことについて、予め当該農業者に知らせておくものとする。

- カ 認定農業者の認定及び認定の取り消しに当たっては、認定審査会において、客観的な 意見の聴取に努める。
- キ 認定農業者の経営状況を定期的に把握する。

5 支援対策の方向

本町は、能登町農業活性化協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及指導センターの協力を受けつつ行う。特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に 資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成28年の新規就農者は6人であり、過去5年間、少しずつ減少しているが、 従来からの基幹作物である水稲・露地野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図ってい くため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
- (1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。
 - ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げ、新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年(2023年)に40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や石川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標120人を踏まえ、本町においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1社増加させる。

- イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3の(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。
- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために

は就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。 そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及指導センターや地域連携推進員、JAおおぞら

、JA内浦町が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと 育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 全地区

従来からの基幹作物である水稲を栽培する能登町地区において、新たに農業経営を営も うとする青年等の受入を重点的に進め、JAおおぞら、JA内浦町等と連携し、能登米や 能登棚田米の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確 保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関す る営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した農業所得を確保することが出来るような、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 主たる従事者1人当たり300万円程度を確保することが出来るような農業経営における経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生 産 方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
単一経営	〈作付面積等〉				
	○水稲	○ トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水稲単作	7. 0ha	○田植機(4条)	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
	○作業受託	○コンバイン(3条)	1台	る経営管理	料制の導入
	6. 0ha	○乾燥機(28 石)	1台		○高性能機械装備に
		○軽トラック	1台		よる労働力の低減
		〈その他〉			
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○葉たばこ	○ トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
たばこ専作	2. 0ha	○パイプハウス	2 棟	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
		○乾燥施設	1棟	る経営管理	料制の導入
		○軽トラック	1台		○パート雇用の確保
		〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○スイカ	○ トラクター(20ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
露地野菜	1.5ha	○作業施設	1棟	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
専 作	○ブロッコリー	○管理機(2ps)	1台	る経営管理	料制の導入
	○カホ [*] チャ	○ トラック (2t)	1台		○パート雇用の確保
	0. 5ha	〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○ミニトマト	○ トラクター(15ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
施設野菜	0. 2ha	○ パ イプ ハウス	2 棟	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
専 作	○小松菜	○管理機(2ps)	1台	る経営管理	料制の導入
	0. 2ha	○ トラック (2t)	1台		○パート雇用の確保
		〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		

営農類型	経営規模	生 産 方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○りんご	○果樹棚	1式	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
果樹専作	1. 0ha	○防鳥ネット	1式	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
	○くり・柿	○防除機器	1式	る経営管理	料制の導入
	3. 0ha	○トラック	1台		○臨時雇用労働力の
		〈その他〉			確保
		○主たる従事者	1人		○高性能機械の導入
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○経産牛	○トラクター(79ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
酪農専業	35 頭	○収穫機械	1式	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
	○草地	○牛舎・堆肥舎	1棟	○パソコン活用によ	料制の導入
	8. 0ha	○トラック	1台	る経営管理	○パート雇用の確保
		〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○繁殖牛	○トラクター(50ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
肉用牛専業	30 頭	○畜舎・堆肥舎	1棟	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
	○草地	○収穫機械	1台	○パソコン活用によ	料制の導入
	2. 5ha	○トラック	1台	る経営管理	○パート雇用の確保
		〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○成鶏	○鶏舎	1棟	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
養鶏専業	15,000 羽	○堆肥舎・発酵舎	1棟	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
		○自動給餌機	1式	○パソコン活用によ	料制の導入
		○トラック	1台	る経営管理	○パート雇用の確保
		〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○菌床	○発生舎	2 棟	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
菌床専業	16,000 個	○保冷庫	1台	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
		○冷・暖房施設	1式	○パソコン活用によ	料制の導入
		○トラック	1台	る経営管理	○パート雇用の確保
		〈その他〉			
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		

営農類型	経営規模	生 産 方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
複合経営	〈作付面積等〉	 〈資本装備〉			
	○水稲	○ トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水稲	2. 0ha	○田植機(4条)	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
+	○ブロッコリー	○コンバイン(3条)	1台	る経営管理	料制の導入
露地野菜	0. 5ha	○軽トラック	1台		○高性能機械装備に
	○カホ゛チャ	〈その他〉			よる労働力の低減
	0. 5ha	○主たる従事者	1人		○パート雇用の確保
		○補助作業者	0.5人		
複合経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○水稲	○トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水 稲	2. 0ha	○田植機(4条)	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
+	○ミニトマト	○コンバイン(3条)	1台	る経営管理	料制の導入
施設野菜	0. 10ha	○軽トラック	1台		○高性能機械装備に
	○小松菜	○パイプハウス	2 棟		よる労働力の低減
	0. 10ha	〈その他〉			○パート雇用の確保
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		
複合経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○水稲	○ トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水 稲		○田植機(4条)	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
+	2. 0ha	○コンバイン(3条)	1台	る経営管理	料制の導入
果樹	○くり・柿	○果樹棚	1式		○高性能機械装備に
	3. 0ha	○防除機器	1式		よる労働力の低減
		○トラック	1台		○パート雇用の確保
		〈その他〉			
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		
複合経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○水稲	○ トラクター(30ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水稲		○田植機(2条)	1台	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
+	0. 5ha	○コンバイン(2条)	1台	○パソコン活用によ	料制の導入
畜 産 業	○肉用牛	○畜舎・堆肥舎	1台	る経営管理	○高性能機械装備に
	15 頭	○収穫機械	1式		よる労働力の低減
	○草地	○トラック	1台		○パート雇用の確保
	1. 0ha	〈その他〉			
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	1人		

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1) 主たる従事者1人当たり250万円程度を確保することが出来るような農業経営における経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生 産 方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○水稲	○トラクター(25ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
水稲単作	7. 0ha	○田植機(4条)	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
	○作業受託	○コンバイン(3条)	1台	る経営管理	料制の導入
	4. 0ha	○乾燥機(28 石)	1台		○高性能機械装備に
		○軽トラック	1台		よる労働力の低減
		〈その他〉			
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○スイカ	○トラクター(20ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
露地野菜	1. 2ha	○作業施設	1棟	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
専 作	○ブロッコリー	○管理機(2ps)	1台	る経営管理	料制の導入
	○カホ゛チャ	○ トラック (2t)	1台		○パート雇用の確保
	0. 4ha	〈その他〉			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	〇ミニトマト	○ トラクター (15ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
施設野菜	0. 16ha	○パイプハウス	2 棟	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
専 作	○小松菜	○管理機(2ps)	1台	る経営管理	料制の導入
	0. 16ha	○ トラック (2t)	1台		○パート雇用の確保
		<その他>			○高性能機械装備に
		○主たる従事者	1人		よる労働力の低減
		○補助作業者	0.5人		

営農類型	経営規模	生 産 方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	\bigcirc < \emptyset	○防除機器	1式	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
果樹専作	3. 0ha	○トラック	1台	○パソコン活用によ	結に基づく休日制・給
		〈その他〉		る経営管理	料制の導入
		○主たる従事者	1人		○臨時雇用労働力の
		○補助作業者	0.5人		確保
					○高性能機械の導入
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○経産牛	○トラクター(79ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
酪農専業	29 頭	○収穫機械	1式	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
	○草地	○牛舎・堆肥舎	1 棟	○パソコン活用によ	料制の導入
	6. 6ha	○トラック	1台	る経営管理	○高性能機械装備に
		〈その他〉			よる労働力の低減
		○主たる従事者	1人		○パート雇用の確保
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○繁殖牛	○トラクター(50ps)	1台	○複式簿記記帳	○家族経営協定の締
肉用牛専業	25 頭	○畜舎・堆肥舎	1 棟	○青色申告の実施	結に基づく休日制・給
	○草地	○収穫機械	1 台	○パソコン活用によ	料制の導入
	2. 0ha	○トラック	1 台	る経営管理	○高性能機械装備に
		〈その他〉			よる労働力の低減
		○主たる従事者	1人		○パート雇用の確保
		○補助作業者	0.5人		
単一経営	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	○菌床	○発生舎	2 棟	○複式簿記記帳によ	○家族経営協定の締
菌床専業	12,500 個	○保冷庫	1台	る経営管理	結に基づく休日制・給
		○冷・暖房施設	1式	○青色申告の実施	料制の導入
		○トラック	1台	○パソコン活用によ	○パート雇用の確保
		〈その他〉		る経営管理	
		○主たる従事者	1人		
		○補助作業者	0.5人		

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

(公財) いしかわ農業総合支援機構や普及指導センター、JAおおぞら、JA内浦町などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となっていしかわ耕稼塾や普及指導センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、JAおおぞら、JA内浦町等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために本町新規就農者交流会への参加を促すとともに、本町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や管内JAとも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、JA内浦町が運営する直売施設おくのといちへの出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については(公財)いしかわ農業総合支援機構、技術や経営ノウハウについての習得についてはいしかわ耕稼塾等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、JA組織、本町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。